

確認検査手数料表

対象面積の区分(㎡)	基本額				構造計算方法又は検証法に伴う追加料金 (一の構造計算及び検証方法ごとの床面積に応じて加算する) (円)	ルートをよる構造計算を行ったもの	高度な構造計算若しくは検証方法を適用(特定天井で、脱落防止を講じたものはさらに100,000円を加算する。) ※中間検査又は完了検査に加算するものがあります。	天空率(道路、隣地、北側)を適用した場合の追加料金
	確認申請(円)	中間検査(円)	完了検査(円)	仮使用認定(円)				
30以下	16,000	16,000	18,000	52,000	100,000			5,000
審査及び検査の特例を受ける建築物としてREJが定めるもの	10,000	12,000	14,000					
30を超え100以下	32,000	32,000	35,000	71,000	100,000			5,000
審査及び検査の特例を受ける建築物としてREJが定めるもの	20,000	24,000	27,000					
100を超え200以下	41,000	36,000	38,000	57,000	100,000			5,000
審査及び検査の特例を受ける建築物としてREJが定めるもの	27,000	28,000	31,000					
200を超え500以下	54,000	44,000	47,000	71,000	100,000			5,000
審査及び検査の特例を受ける建築物としてREJが定めるもの	35,000	36,000	39,000					
500を超え1,000以下	100,000	70,000	80,000	120,000	100,000			5,000
1,000を超え2,000以下	180,000	105,000	125,000					
2,000を超え3,000以下	190,000	155,000	175,000	263,000	150,000			5,000
3,000を超え4,000以下	220,000	190,000	200,000					
4,000を超え5,000以下	267,000	220,000	220,000	330,000	150,000			5,000
5,000を超え6,000以下	340,000	255,000	255,000					
6,000を超え7,000以下	375,000	290,000	290,000	435,000	150,000			5,000
7,000を超え8,000以下	410,000	320,000	320,000					
8,000を超え9,000以下	430,000	340,000	340,000	510,000	150,000			5,000
9,000を超え10,000以下	470,000	385,000	385,000					
10,000を超え50,000以下	770,000	440,000	450,000	675,000	190,000			5,000
50,000超	1,300,000	765,000	855,000					

昇降機・建築設備(1基ごと)	確認申請(円)		完了検査(円)		仮使用認定(円)	
	基本額	計画変更	基本額	再検査	基本額	再認定
エレベーター・エスカレーター	30,000	15,000	19,000	15,000	28,000	22,000
型式部材等製造者認証であるもの	15,000	7,000	16,000	7,000	24,000	10,000
小荷物専用昇降機(令第146条第1項第二号の適用を受けるものに限る。)	23,000	11,000	16,000	7,000	24,000	10,000
型式部材等製造者認証であるもの	15,000	7,000	16,000	7,000	24,000	10,000
その他の建築設備(1種毎)	23,000	11,000	24,000	11,000		

工物(1基ごと)	確認申請(円)		完了検査(円)		仮使用認定(円)	
	基本額	計画変更	基本額	再検査	基本額	再認定
第138条1項第1項 煙突、柱、広告塔、高架水槽、擁壁	H ≤ 13m (擁壁H ≤ 5m)	18,000	9,000	19,000	9,000	
	H > 13m (擁壁H > 5m)	38,000	19,000	39,000	19,000	
第88条第2項	遊戯施設【第138条第2項第二号、第三号】	300,000	150,000	300,000	150,000	450,000 / 225,000
	上記以外のもの【第138条第2項第一号・第三項】	38,000	19,000	39,000	19,000	58,000 / 28,000

手数料の算定基準（抄） ※ご不明な点は、ご確認ください。

【確認申請】「\*」の表示は、中間検査及び完了検査にも適用します。

- ① 床面積の算定方法は次によります。(※ 増改築又は大規模の修繕・模様替で、直前の確認による検査済証の処分がREJ以外の場合は、減額対象ではありません。)  
 一 新築・移転・当該建築物の床面積の合計とします。(\*)  
 二 増改築・当該工事を行う部分の床面積の合計に既存部分の床面積の2分の1を加算したものとします。(\*)  
 三 大規模の修繕・模様替・当該建築物の延べ床面積の合計の2分の1とする。ただし、増築若しくは改築と同一に行う場合は加算しません。(\*)  
 四 用途変更を行う建築物又はその部分・前二号のいずれかと併願する場合を除き、当該建築物の延べ床面積の合計の5分の1としますが、算定した床面積が100㎡以下となる場合は「100㎡を超え200㎡以下」の額を、一棟全ての用途変更する場合を除き、2,000㎡を超える場合は「1,000を超え2,000以下」の額を適用することとなります。  
 五 一の申請において複数棟ある場合は、前各号により算定した床面積の合計とします。(\*)
- ② 計画の変更をする場合の床面積の算定方法は次によります。(直前の確認による検査済証の処分がREJ以外である場合は、減額対象ではありません。)  
 一 計画の変更をする建築物の床面積の合計の10分の1とします。(変更前の原形をとどめないものは、建築物の床面積の合計とします。)  
 二 複数棟におよぶ場合、前号により算定した床面積の合計とします。  
 三 ルート2、高度な構造計算及び検証方法又は法第56条第7項の規定を適用するもの(従前の確認において適用していた規定であって、当該変更事由にあたらぬ場合を除く。)
- ③ 複数棟や、構造上の別棟である建築物である場合は、構造計算をした棟数から1を減じた棟数に20%を乗じた数値を基本額に乗じた額(1,000円未満を切り捨てた額)を加算します。
- ④ 「高度な構造計算」とは、特定天井、限界耐力計算、免震建築物、エネルギー法の設計法による計算をした建築物を、「高度な検証方法」とは、階避難安全検証法、全館避難安全検証、耐火性能検証法、防火区画等検証法をいいます。
- ⑤ 「審査及び検査の特例を受ける建築物としてREJが定めるもの」とは、構造計算を要しないもの及び型式部材等製造者認証であるものをいいます。なお、一の申請に2以上の建築物(建築設備を除く。)の計画がある場合は、その全ての計画が法第6条の4の適用を受ける建築物の計画をいいます。(\*)

建築物の種類	構造計算書の種類	適用の可否	
法第20条第1項第四号イ	木造、補強コンクリートブロック造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造等	それらの規定において、「ただし書」の規定による構造計算を行っているものも含む。	○
令第80条の2	平成19年国土交通省告示第1119号(枠組壁工法、プレストレストコンクリート造、壁式鉄筋コンクリート造)	それらの告示中において、「ただし書」の規定による構造計算を行っているものも含む。	○
	上記以外の構造方法 例:丸太組構法、アルミニウム合金造	それらの告示中において、「ただし書」の規定による構造計算を行っているもの	×
	上記以外		○

備考 法第6条第1項第一号のみに該当する建築物の場合は、「法第6条の4の適用を受ける建築物」に該当しないため、この取扱いの対象外である。

- ⑥ 法第6条第1項第一号から第三号までに掲げる建築物に、昇降機の申請も含まれる場合は、第5条の昇降機の区分に応じた額を加算します。その場合「小荷物専用昇降機（令第146条第1項第二号の適用を受けるものに限る。）」とあるのは「小荷物専用昇降機」と読替えて適用します。(\*)
- ⑦ 一戸建ての住宅等に限り、複数申請の場合は、表示額から1,000円を差し引きます。(\*)
- ⑧ 計画の変更を除き、REJが指定するフロッピーディスク等を用いて行う場合は、本表の表示額から1,000円を差し引いた額とします。(仮使用認定、建築設備、工作物も同じ。)

【中間検査・完了検査】

- ① 中間検査にも加算するもの 限界耐力計算、免震建築物、エネルギー法  
完了検査にも加算するもの 特定天井、階避難安全検証法、全館避難安全検証、耐火性能検証法、防火区画等検証法
- ② 中間検査において、この表の床面積の適用は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ定める床面積について算定します。  
 一 基礎の工事に係る工程の場合 対象建築物の最下階に該当する部分の床面積とします。  
 二 前号以外の工事に係る工程の場合 対象建築物の検査対象となる階以下の階の床面積の合計とします。
- ③ 直前の確認又は中間検査合格証の処分がREJ以外の者から受けている場合の床面積の算定方法については、基本額に新築に係る額(ルート2による審査の特例の適用したものと、並びに【確認申請】の③の規定を適用された計画である場合は、その額も加算した額とします。
- ④ 省エネ判定対象建築物の完了検査における加算額(当該合計に1,000円以下の額が生じた場合は当該額を切り捨てた額。以下同じ。)は次による。(仮使用認定にも準用します。)

REJ判定	省エネ判定対象建築物が全部	完了検査の手数料×20%
	省エネ判定対象建築物が一部	完了検査の手数料×(20%×当該省エネ判定対象部分の床面積/検査対象床面積)
REJ以外判定	省エネ判定対象建築物が全部	完了検査の手数料×40%
	省エネ判定対象建築物が一部	完了検査の手数料×(40%×当該省エネ判定対象部分の床面積/検査対象床面積)

- ⑤ 検査の引き受けを行った後で、やむを得ない理由以外の理由で、検査を行う前日の17時30分を越えて検査の延期、又は取り止める場合はキャンセル料として検査手数料(⑦)を適用する場合は、この額も含みます。)の10分の1の額を徴収することがあります。(仮使用認定にも適用します。)
- ⑥ 中間検査の結果において計画変更の再検査、又は一の完了検査の結果において再検査の手数料は、検査対象床面積に10分の1を乗じて得た面積として前各項を適用する。
- ⑦ 遠隔地としてREJが指定する区域に完了検査、中間検査、又は仮使用認定を依頼する場合は、「対象床面積」に応じて、別に定める出張旅費規程による額を検査手数料に加算します。

【仮使用認定】

- ① 仮使用認定に係る建築物の部分の床面積の合計について適用します。
- ② 当該認定において、あらかじめの検討事項が含まれる場合の額は前項の額に30,000円を、階避難安全検証法又は全館避難安全検証を適用する場合は、「高度な構造計算及び検証方法を適用」の額を加算します。
- ③ 直前の確認又は中間検査合格証の処分がREJ以外の者から受けている場合の床面積の算定方法については、前二項で算定した額に第2条備考第1項第一号(新築に限る。)の額を加算した額とする。
- ④ 仮使用認定をREJで受けた建築物の認定の内容を変更して、再申請する場合の認定手数料は前三項を適用した額(REJ以外の者から受けた建築物の認定の内容を変更して、再申請する場合の認定手数料の前項各号の規定は、前項本文中「適用した額」とあるのは「適用した額に1.5倍を乗じた額」とする。

	REJで受けたもの	REJ以外の者で受けたもの
仮使用部分の区画の位置に変更がなく、当該部分の変更をする場合	50%	75%
仮使用認定を行う部分(床面積)が増加する部分を含む場合	床面積以外の部分の床面積	床面積以外の部分の床面積に1.5倍を乗じた額
建築基準法施行規則第3条の2に該当する軽微な変更による認定手数料の額	30,000円	50,000円

- ⑤ 仮使用に係る検査において、完了検査を受けようとする機関が異なる場合で、仮使用認定に係る検査に当該機関の同行を要する場合は、前各項の額に当該機関の完了検査に係る額を申し受けする。

⑥ 建築設備及び工作物に係る仮使用認定で直前の確認の処分がREJ以外の者から受けている場合は、本表の額に確認に係る基本額

REJ